

令和7年度いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項

(趣旨)

第1条 農業を取り巻く情勢は、人口減少に伴う国内市場の縮小や農業者の減少に加え、地政学リスク等による資材・エネルギーの価格の高騰による生産コストの増大など、変化が大きく、厳しい状況となっている。

そのため、本県では、化学肥料や化学合成農薬に頼らない農法である有機農業を、環境負荷低減と生産物の高付加価値化が両立できる、収益性の高い農業として構造改革を推進している。

本事業は、本県農業の持続的な発展と有機農業先進県としての地位確立を目指して、有機農産物の供給能力向上等に資する県内農業者及び市町村等の取組を支援する。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 交付決定者

別表1のメニュー欄に掲げる事業に対応する同表の交付決定者の欄に掲げる者

(2) 交付対象者

別表1のメニュー欄に掲げる事業に対応する同表の交付対象者の欄に掲げる者

(3) 事業実施主体

別表1のメニュー欄に掲げる事業に対応する同表の事業実施主体の欄に掲げる者

(通則)

第3条 令和7年度いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金（以下「補助金」という。）に関しては、交付決定者から、予算の範囲内において、交付対象者に補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）及び茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(事業の内容)

第4条 補助対象経費及び補助率等は、別表2のとおりとする。

(事業の実施等)

第5条 別表1のメニュー欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）の実施に関して必要な事項は、この要項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事業ごとに、それぞれの別記で定めるものとする。

(1) 有機農業のモデル団地育成支援 別記1

- (2) 地域における有機農業産地づくり支援 別記 2
- (3) 荒廃農地等を活用した生産農地確保の取組に対する支援 別記 3
- (4) 規模拡大のための農地貸付協力金 別記 4
- (5) 有機転換初年度のは場環境整備等に対する支援 別記 5
- (6) 有機 JAS 認証取得支援 別記 6
- (7) 有機農産物新商品開発チャレンジ支援 別記 7

2 補助事業の着手については、原則として、第 7 条第 1 項の規定による交付決定後に行うものとする。

(申請手続き)

第 6 条 交付対象者は、補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（別表 1 のメニュー欄に掲げる 1、2、5 又は 6 の事業にあつては様式第 1-1 号、別表 1 のメニュー欄に掲げる 3、4 又は 7 の事業にあつては様式第 1-2 号）を、交付決定者に提出しなければならない。

2 規則第 4 条に規定する所定の期日は、交付決定者が別に定めるものとする。

3 交付対象者は、第 1 項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第 7 条 交付決定者は、前条第 1 項の補助金交付申請書の提出があつた場合、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第 2-1、2-2、2-3、2-4 又は 2-5 号）により、その旨を交付対象者へ通知するものとする。この場合において、別表 1 のメニュー欄に掲げる 3、4 又は 7 の事業にあつては、事業実施主体から提出された申請書を交付決定者に送付した市町村（以下「経由市町村」という。）の長に対しても、様式第 2-6 号により、交付決定の旨を通知するものとする。

2 交付決定者は、交付対象者に交付決定を通知したときは、遅滞なく知事に報告しなければならない。

(申請の取下げ)

第 8 条 交付対象者は、第 6 条第 1 項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、前条第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内に、その旨を記載した取下書（様式第 3 号）を交付決定者に提出しなければならない。

- 2 交付決定者は、交付対象者から前項の規定による取下書を受理したときは、遅滞なく知事に報告しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認等)

第9条 交付対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第4号)又は中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第10条に規定する軽微な変更については、この限りでない。

(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第10条に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更(事業の新設を含む。)しようとするとき。ただし、第10条に規定する軽微な変更を除く。

(3) 当該補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 交付決定者は、前項の規定により変更承認申請書又は中止(廃止)承認申請書が提出された場合において、当該申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金変更等承認通知書(様式第6号)により、交付対象者に通知するものとする。なお、変更等を承認した交付決定者は、第7条第1項に規定する手続きに準じて、経由市町村の長に対しても、当該事業実施主体の変更承認申請等を承認した旨を通知するものとする。

- 3 交付決定者は、前2項の規定により当該補助事業の計画の変更等を承認し、交付対象者にその旨を通知したときは、遅滞なく知事に報告しなければならない。

(軽微な変更)

第10条 規則第6条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、別表2のメニュー欄に掲げる事業に対応する同表の重要な変更の欄に掲げるもの以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第11条 交付対象者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届(様式第7号)を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 交付決定者は、交付対象者からの事業遅延届を受理したときは、遅滞なく知事に報告しなければならない。

(事業遂行状況報告)

第12条 交付対象者は、別表3のメニュー欄に掲げる事業に対応する同表の事業遂行状況報告の欄に定める時点における事業遂行状況報告書(様式第8号)を作成し、当該時点の翌月15日までに交付決定者に報告しなければならない。ただし、次条の規定により概算払請求書(様式第9号)を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項に規定する時期のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、交付対象者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。この場合において、別表1のメニュー欄に掲げる3、4又は7の事業に係る事業のときは、経由市町村を通じて交付対象者に報告を求めるものとする。
- 3 交付決定者は、交付対象者からの事業遂行状況報告書を受理したときは、遅滞なく知事に報告しなければならない。

(概算払の請求)

- 第13条 交付対象者は、第7条第1項の規定による補助金交付決定通知書をもとに補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、概算払請求書(様式第9号)を交付決定者に提出しなければならない。
- 2 交付決定者は、交付対象者からの概算払請求書を受理したときは、遅滞なく知事に報告しなければならない。

(実績報告)

- 第14条 規則第13条第1項に規定する補助事業等実績報告書は、様式第10号のとおりとし、交付対象者は、補助事業が完了したとき(第9条第1項第3号の規定により当該補助事業の中止、又は廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。)は、その日から1か月を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績等報告書を交付決定者に提出しなければならない。
- 2 交付対象者は、第6条第3項ただし書により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助事業に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 交付対象者は、第6条第3項ただし書により交付の申請をした場合は、第1項に規定する実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助事業に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額して報告した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(様式第11号)により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けて、これを返還しなければならない。また、当該補助事業に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。
 - 4 交付決定者は、前項の規定により、交付対象者から補助金の返還を受けたときは、遅滞なく知事に報告しなければならない。
 - 5 第13条の規定により補助金の概算払を受けた交付対象者は、第1項の規定による実績報告書を提出するときに、概算払精算書(茨城県財務規則の規定に基づく帳票の様式(平成5年茨城県告示第404号)様式第102号)及び概算払精算内訳書(同様式第103号)を添付しなければならない。

- 6 別表1のメニュー欄に掲げる2又は5の事業の場合において、当該事業の実施期間内において、国の会計年度が終了した時は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月15日までに、年度終了実績報告書（様式第12号）を交付決定者に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 交付決定者は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、補助事業等実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第13号）により交付対象者に通知するものとする。この場合において、別表1のメニュー欄に掲げる3、4又は7の事業に係る事業のときは、経由市町村の長を通じて補助金確定通知書（様式第14号）により交付対象者に通知する。

- 2 交付決定者は、交付対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還は、交付決定者の定めた期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 交付決定者は、第1項の規定により交付対象者に補助金の額の確定を通知したときは、遅滞なく知事に報告しなければならない。

（額の再確定）

第16条 交付対象者は、前条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により当該補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第14条第1項に準じて提出するものとする。

- 2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は前項の場合について準用する。
- 4 交付決定者は、第2項の規定により補助金の額の再確定を行ったときは、遅滞なく知事に報告しなければならない。

（交付決定の取消等）

第17条 交付決定者は、第9条第1項第3号の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）交付対象者又は事業実施主体（以下「交付対象者等」という。）が、法令、本要項

(以下「法令等」という。)又は法令等に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 交付対象者等が、補助金を交付決定された補助事業以外の用途に使用した場合(事業実施主体にあっては、交付対象者を經由して交付される補助金を、当該補助事業以外の用途に使用した場合)
- (3) 交付対象者等が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
- (4) 事業実施主体が、別記に定める補助事業の採択要件等を満たさないことが判明した場合
- (5) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合

2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、交付対象者に対して、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 交付決定者は、第1項第1号から第4号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、第15条第3項の規定を準用する。

5 交付決定者は、第1項の規定により交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更したときは、遅滞なく知事に報告しなければならない。

(補助金等の経理)

第18条 交付対象者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して当該補助事業の収入及び支出を記載し、補助金等の使途を明らかにしておかなければならない。

2 交付対象者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。ただし、消費税法第58条の規定による帳簿の保存は、同法施行令(昭和63年政令第360号)第71条に規定する期間とする。

3 交付対象者は、本事業で取得した財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記に定める財産管理台帳等その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書等のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録により整備及び保管することができる。

(財産処分の制限)

第 19 条 取得財産等のうち、規則第 20 条第 2 号の知事が指定する機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第 20 条第 1 項に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については期間の定めなく。）とする。

3 交付対象者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。この場合において、別表 1 のメニュー欄に掲げる 3、4 又は 7 の事業に係る事業のときは、經由市町村を通じてその承認を受けるものとする。また、交付決定者の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

なお、交付決定者は、処分制限期間中において財産等の処分を承認した場合は、遅滞なく知事に報告しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、別表 1 のメニュー欄に掲げる 2 又は 5 の事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第 6 条第 1 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 7 条第 1 項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。

（1）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。

（2）本来の補助の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

5 第 3 項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部若しくは一部を県に納付することを条件とすることがある。

（申請書等の提出に係る経由）

第 20 条 別表 1 のメニュー欄に掲げる 3、4 又は 7 の事業の場合において、交付対象者が次の各号に掲げる申請書等を提出するときは、經由市町村の確認を経た上で、当該經由市町村の長を通じて交付決定者に提出するものとする。

（1）第 6 条第 1 項の規定による補助金交付申請書

（2）第 8 条第 1 項の規定による取下書

（3）第 9 条第 1 項の規定による変更承認申請書又は中止（廃止）承認申請書

（4）第 11 条第 1 項の規定による事業遅延届

（5）第 12 条第 1 項の規定による事業遂行状況報告書

（6）第 13 条第 1 項の規定による概算払請求書

（7）第 14 条第 1 項の規定による補助事業等実績報告書

（8）第 14 条第 3 項の規定による消費税仕入控除税額報告書

（9）第 16 条第 1 項の規定による額の再確定に係る実績報告書

2 前項に規定する經由市町村は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める

市町村とする。

- (1) 別表 1 のメニュー欄に掲げる 3 又は 4 の事業 対象となる農地が所在する市町村
- (2) 別表 1 のメニュー欄に掲げる 7 の事業 交付対象者の農地又は事務所等を管轄する市町村

附 則（令和 7 年 4 月 7 日農技第 104 号）

- 1 この要項は、令和 7 年 4 月 7 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要項の施行に伴い、令和 7 年度いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付要項は廃止する。
- 3 2 による廃止の前の要項に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 9 月 19 日農技第 608 号）

- 1 この改正は、令和 7 年 9 月 19 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1（第 2 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 19 条、第 20 条関係）

メニュー	交付決定者	交付対象者	事業実施主体
1 有機農業のモデル 団地育成支援	交付対象者を管轄する 農林事務所長	各市町長（県北及び県央農林 事務所管内の市町村長に限 る。）	農業者又は農業者の組織する団体であつて、次の要件を全て満たす者 1 県北及び県央地域において、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 12 日付け 4 農産第 3506 号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）第 4 の（2）ウに基づいて知事が策定した産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）都道府県事業実施方針（令和 5 年 3 月 1 日策定）Ⅰの 4 に定める事業（4（1）②効果増進事業を除く。）であつて、有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号。）箇条 5 に定める基準を満たす方法により農産物を生産し、これを販売すること。 2 日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づき、有機農産物の日本農林規格の取得を目指すこと。 3 県北及び県央地域で肉用牛生産者が生

			産する牛ふん堆肥等の地域資源を利用して地域循環型農業を実践すること。 4 原則3年以上、青色申告（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号に規定する青色申告書又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第36号に規定する青色申告書によって行う申請をいう。以下同じ。）を行っていること。 5 可能な限り栽培技術の開発・公開等により、茨城県内における有機農業の取組拡大の推進を図ること。
2 地域における有機農業産地づくり支援	各農林事務所長	各市町村長又は当該市町村が参画する協議会	各市町村又は当該市町村が参画する協議会
3 荒廃農地等を活用した生産農地確保の取組に対する支援	各農林事務所長	日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づき、有機農産物の日本農林規格又は有機飼料の日本農林規格（箇条3.10に規定する有機飼料用農林産物を生産する場合に限る）に適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査・判定し、事業者が得られる証明（以下「有機	同左

		JAS 認証」という。)の取得面積の拡大意向のある認定農業者等又は有機 JAS 認証の取得により営農活動に国際水準の有機農業を取り入れることを目的とした認定農業者等	
4 規模拡大のための 農地貸付協力金	各農林事務所長	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定に基づき茨城県知事の指定を受けた農地中間管理機構（農地バンク）を活用して、有機 JAS 認証取得面積の拡大意向のある認定農業者等又は有機 JAS 認証の取得により営農活動に国際水準の有機農業を取り入れることを目的とした認定農業者等に必要な農地を貸し付ける農地の所有者又は相続人	同左
5 有機転換初年度の ほ場環境整備等に対する支援	各農林事務所長	各市町村長又は市町村を構成員とする協議会長	国際水準の有機農業への転換を目指す茨城県内のほ場を耕作する農業者であって、次の要件を全て満たす者。 1 慣行農業から国際水準の有機農業に転

			換しようとする農業者又は国際水準の有機農業に新たに取り組もうとする新規就農者であること。 2 営農の一部又は全部において国際水準の有機農業に取り組むことを予定していること。 3 本事業の対象農地における有機農産物等の生産が販売を目的としていること。 4 本事業終了後も引き続き、国際水準の有機農業を継続する意向があること。 5 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画若しくは法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けていること又は成果目標年度までにこれらの認定を受ける予定であること。
6 有機 JAS 認証取得支援	各農林事務所長	各市町村長	有機 JAS 認証の取得を申請する農業者、市町村協議会、農業協同組合、営農集団等の農業者団体及び農業法人等であって、次の要件を全て満たす者。

			1 事業実施期間中に有機 JAS 認証を取得するために、新たには場実地検査を受けること（過去に有機 JAS 認証を取得したことがあるが、現在有機 JAS 認証を取得していない者を含む。）、又は、既に有機 JAS 認証を取得している者であって、本事業により新たに申請する有機 JAS 認証面積が、現況の有機 JAS 認証取得面積（転換期間中として認証を取得した面積を含む。）の 10%以上であること。なお、集団申請の場合は、前述の要件を満たす構成員を 1 名以上含むこと。 2 他の補助金等により、当該有機 JAS 認証取得に係る経費を補助されていないこと。 3 原則、青色申告を行っていること。
7 有機農産物新商品 開発チャレンジ支援	各農林事務所長	いちご、くり、なし、ぶどう又は各農林事務所長が特に認める品目（以下「事業対象品目」という。）を有機栽培（有機 JAS 認証を取得すること）する農業者又は事業対象品目の加工品製造等に取り組む農業者等	同左

別表 2（第 4 条、第 10 条関係）

メニュー	補助対象経費等	補助率等	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 有機農業のモデル団地育成支援	有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号。）簡条 5 に定める基準を満たす方法により生産される農産物（以下「有機農産物」という。）の生産のために行われるものであって、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 12 日付け 4 農産第 3506 号農林水産事務次官依命通知。）第 4 の（2）ウに基づいて知事が策定した産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）都道府県事業実施方針（令和 5 年 3 月 1 日策	左記の経費の 10 分の 2 以内。ただし、上限 2,900 万円とする。		1 事業の中止又は廃止 2 施設等の設置場所の変更 3 事業費の 30%を超える増減 4 国庫補助金等の増又は国庫補助金等の 30%を超える減 5 成果目標の変更

	定) I の 4 に定める事業 (4 (1) ②効果増進事業 を除く。)に要する経費。			
2 地域における有機農 業産地づくり支援	1 有機農業実施計画の 策定に係る経費 有機農業実施計画の 策定に係る経費であ って、みどりの食料シ ステム戦略緊急対策 交付金交付等要綱(令 和4年12月8日付け 4環バ第245号農林水 産事務次官依命通知。 以下「補正要綱」とい う。)別記2の別添1 又はみどりの食料シ ステム戦略推進交付 金交付等要綱(令和5 年3月30日付け4環 バ第465号農林水産事 務次官依命通知。以下 「当初要綱」という。)別 記2の別添1に定	1 有機農業実施計画の 策定及び実現に向けた 取組の実践並びに飛躍 的な拡大産地の創出に 係る経費の補助率 補助率は定額とする。 ただし、機械リース費 に係る経費のみ2分 の1以内とする。な お、リース料の助成額 については、補正要綱 別記2の第2の3 (7)又は当初要綱別 記2の第2の3(7) に基づき算出するも のとする。 2 上限額 補正要綱別記2の第 1の1(1)又は当初	以下に掲げる1 から3までの経 費の相互間にお ける30%を超え る増減 1 有機農業実 施計画の策定 2 有機農業実 施計画の実現 に向けた取組 の実践 3 飛躍的な拡 大産地の創出	1 事業の新設 又は廃止 2 事業実施主 体の変更 3 事業費の 30%を超える 増又は国庫補 助金等の増 4 事業費又は 国庫補助金等 の30%を超え る減 5 成果目標の 変更

	められた経費。ただし、補正要綱別記 2 の第 5 又は当初要綱別記 2 の第 5 に規定された経費については、事業の実施に必要なものであっても、交付対象経費とはならない。 2 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践に係る経費 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践に係る経費であって、補正要綱別記 1 の別添 1 又は当初要項別記 2 の別添 1 に定められた経費。ただし、補正要綱別記 1 の第 5 又は当初要綱別記 2 の第 5 に規定された経費について	要綱別記 2 の第 1 の 1 (1) の有機農業実施計画を策定する市町村 1 か所当たりの補助金の額の上限は、年間 1,000 万円とする。補正要綱別記 2 の第 1 の 1 (2) 又は当初要綱別記 2 の第 1 の 1 (2) については、年間 800 万円とする。補正要綱別記 2 の第 1 の 1 (3) 又は当初要綱別記 2 の第 1 の 1 (3) については、年間 1,000 万円とする。 また、補正要綱別記 2 の第 1 の (1) 又は (2) 及び当初要綱別記 2 の第 1 の (1) 又は (2) について、それぞれ第 1 の 1 (1)		
--	--	---	--	--

	は、事業の実施に必要なものであっても、交付対象経費とはならない。 3 飛躍的な拡大産地の創出に係る経費 飛躍的な拡大産地の創出に係る経費であって、補正要綱別記2の別添1又は当初要項別記2の別添1に定められた経費。ただし、補正要綱別記2の第5又は当初要綱別記2の第5に規定された経費については、事業の実施に必要なものであっても、交付対象経費とはならない。	イ（ウ）又は第1の1（2）ウに定める消費地との連携の取組を実施する場合は、交付の上限額は、本項上段において定める上限額にそれぞれ200万円を加えた額とする。 なお、過年度からの継続の事業である場合は、本要項別記2第13第2項に定めるところによる。 3 事業実施計画の期間 事業実施計画の期間について、補正要綱別記2の第1の1（1）又は当初要綱別記2の第1の1（1）は、原則1年以内とする。 なお、有機農業実施計画の策定に複数年度		
--	---	---	--	--

		を要するなど、特に知事が認める場合にあっては、事業実施計画の期間を２年間とすることができる。 ただし、この場合の２年目の予算については、改めて交付申請を行うものとする。 補正要綱別記２の第１の１（２）又は当初要綱別記２の第１の１（２）は、１年以内、補正要綱別記２の第１の１（３）又は当初要綱別記２の第１の１（３）は、２年以内とする。 また、複数年度にわたって実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、知事の審査を受けるもの		
--	--	---	--	--

		とする。なお、各年度の交付決定は、次年度以降の交付決定を保証するものではない。なお、過年度からの継続の事業である場合は、本要項別記 2 第 13 第 2 項に定めるところによる。		
3 荒廃農地等を活用した生産農地確保の取組に対する支援	1 荒廃農地等の再生整備に係る経費 障害物除去、深耕及び整地（客土を伴う整地や、暗渠排水工事等を伴うものを除く。）等に必要な資材費、機械経費、工事雑費、委託費、労務費（事業実施主体自らが再生作業を行う際に発生する労務費を含む。）、再生作業と併せて行う土壌改良（有機質資材の投入、緑肥	1 荒廃農地等の再生整備に係る経費の補助率 補助率は 2 分の 1（上限額は 10 万円／10 a）以内とする。 ただし、面積が 1 ha を超える場合は、3 分の 2（上限額は 15 万円／10a）以内とする。 2 樹木の抜根等の重機を用いた作業を伴う荒廃農地等の再生整備に係る経費の補助率		1 事業実施主体の変更 2 事業の中止又は廃止 3 補助対象経費の 30%を超える増減 4 県補助金の増又は 30%を超える減

	作物の栽培等）に必要な資材費 2 樹木の抜根等の重機を用いた作業を伴う荒廃農地等の再生整備に係る経費 樹木の抜根等の重機を用いた作業に必要な資材費、機械経費、工事雑費、委託費、労務費	補助率は2分の1（上限額は15万円／10a）以内とする。 ただし、面積が1haを超える場合は、3分の2（上限額は20万円／10a）以内とする。		
4 規模拡大のための農地貸付協力金	左記事業により、農地の貸付者に交付される協力金	協力金は定額（1万5千円／10a）とする。 ただし、1ha以上まとまった農地を貸付する場合は、2万円／10aとする。		1 事業実施主体の変更 2 事業の中止又は廃止 3 県補助金の増又は県補助金の30%を超える減
5 有機転換初年度のほ場環境整備等に対する支援	種苗や肥料といった生産資材の切替え等に係る転換初年度の農地における掛かり増し経費	補助率は定額（2万円／10a以内）とする。		1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更

				3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 4 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 5 成果目標の変更
6 有機 JAS 認証取得支援	1 有機 JAS 講習会受講に係る経費 有機農産物の生産行程管理者管理者等に修了が義務付けられたものとして、登録認証機関が指定する講習会の受講料(教材費を含む。なお、交通費、宿泊費は補助対象外とする。)。ただし、「有機 JAS 講習会受講に係る経費」単独での申請は対象外と	1 有機 JAS 講習会受講に係る経費の補助率 補助率は定額とする。 2 有機 JAS 認証費用に係る経費の補助率補助率 補助率は定額とする。 3 上限額 1 の上限額は、1 事業実施主体あたり 1 万円とする。 2 の補助金の上限額		1 事業実施主体の変更 2 事業の中止又は廃止 3 事業費の30%を超える増減 4 県補助金の増又は県補助金の30%を超える減

	する。 2 有機 JAS 認証費用に係る経費 認証事務に要する費用（申請費、書類審査費、判定費、証明書発行費等）、ほ場実地検査に係る費用（検査員旅費を含む。ただし、宿泊費は対象外）。ただし、事業の実施に必要なものであっても、入会費、年会費、運営協力費、JAS マークシール発行費、認証書英語版発行費、認証事項公表費、年間維持管理費、振込手数料、郵送料等、有機 JAS 認証を取得する上で必須とは判断されない経費	は、1 事業実施主体あたり原則 14 万円とする。なお、集団申請の場合は、「構成員（生産行程管理者）の人数×14 万円」と「実際の認証取得に係る費用（税抜き）」を比較して、いずれか低い方を補助対象額とする。		
--	--	--	--	--

	については、補助対象外とする。			
7 有機農産物新商品開発チャレンジ支援	1 ソフト経費 いちご、くり、なし、ぶどう又は各農林事務所長が特に認める品目（以下「事業対象品目」という。）の有機栽培（有機 JAS 認証を取得すること）又は加工品製造等に取り組むための報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、資材費、通信・運搬費、会場借料、情報発信費、研修等参加費、原材料費、委託費、使用料、賃借料、手数料、租税公課等 2 ハード経費 備品購入費、工事請負費等	1 ソフト経費に係る補助率 補助率は 2 分の 1 以内とする。 2 ハード経費に係る補助率 補助率は 2 分の 1 以内とする。 3 上限額等 補助上限額はソフト経費及びハード経費の合計で 160 万円とし、ハード経費の補助上限は原則 80 万円とする。ただし、ハード経費のみでの申請は認めない。	ソフト経費とハード経費の相互間における 30% を超える増減 ただし、ハード経費の補助上限を超える増は認めない。	1 事業実施主体の変更 2 事業の中止又は廃止 3 事業実施主体における事業費の 30% を超える増減 4 県補助金の増又は県補助金の 30% を超える減

別表 3（第 12 条関係）

メニュー	事業遂行状況報告
1 有機農業のモデル団地育成支援	補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在
2 地域における有機農業産地づくり支援	補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在
3 荒廃農地等を活用した生産農地確保の取組に対する支援	補助金の交付決定に係る年度の 11 月末日現在
4 規模拡大のための農地貸付協力金	補助金の交付決定に係る年度の 11 月末日現在
5 有機転換初年度のは場環境整備等に対する支援	補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在
6 有機 JAS 認証取得支援	補助金の交付決定に係る年度の 11 月末日現在
7 有機農産物新商品開発チャレンジ支援	補助金の交付決定に係る年度の 11 月末日現在

※ ただし、交付決定が本表に定める期日以降となった事業については、知事が別に定めるものとする。